

日本生殖医学会 泌尿器科領域医師会員各位

各都道府県知事あてに厚生労働省から通達されております

不妊に悩む方への特定治療支援事業:不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針(手術により精子の採取を行う医療機関)

につきまして、本会として、理解の確認を厚生労働省に行いました。結果、厚生労働省から周知許可もいただきましたうえで以下の内容を本会会員にお知らせいたします。

厚生労働省ホームページ:不妊に悩む方への特定治療支援事業

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000047270.html>

掲載として各都道府県知事に通達されている

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000740833.pdf>

不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針(手術により精子の採取を行う医療機関)の理解について

指針該当部分	質問内容	厚生労働省家庭局母子保健課回答 (令和3年2月19日時点)
実施医療機関の配置すべき人員の基準 (1) 配置が必要な人員 実施医療機関は、次の人員を配置するものとする。 ○ 実施責任者(1名) ・ 実施責任者は次の事項を全て満たすものとする。 (ア) 一般社団法人日本泌尿器科学会認定泌尿器科専門医(以下「泌尿器科専門医」という。)である者 (イ) 泌尿器科専門医取得後、不妊症診療に2年以上従事した者 (ウ) 常勤である者	現在、指定医療機関(採卵・胚移植を行う医療機関)となっている婦人科で、非常勤で泌尿器科学会専門医の資格を持っている医師がTESE等の手術を行っている医療機関がある。当該医療機関で実施した男性不妊治療については、現在の指針では指定医療機関(手術による精子の採取を行う医療機関)の実施責任者の要件(常勤である泌尿器科専門医)を満たしていないため、男性不妊治療の指定医療機関にはなれないことから、助成の対象外となるのか。	指定医療機関(採卵・胚移植を行う医療機関)が外部から要領別紙1-2指針(手術により精子の採取を行う医療機関)の実施責任者の要件を満たす者を非常勤職員として受け入れ、精子の採取を行っている場合は、常勤でなくとも別紙1-2の要件を満たすものとして取り扱って差し支えない。
(1) 必ず有すべき施設・設備 実施医療機関は、次の施設・設備を有するものとする。	要領別紙1-2指針(手術により精子の採取を行う医療機関)において、「必ず有すべき施設・	採取した精子を「採卵・胚移植を行う医療機関」の冷凍保存設備で適切に保管できる場合は、

<p>○ 診察室・処置室</p> <ul style="list-style-type: none">・ 不妊の患者以外の患者と併用であってもさしつかえないこと。 <p>○ 手術室(注1)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 酸素吸入器、吸引器、生体監視モニター、救急蘇生セットを備えていること。・ 手術室内に培養室を設けてもさしつかえない。 <p>○ 凍結保存設備</p> <ul style="list-style-type: none">・ 設備を設置した室は、職員不在時には施錠すること。	<p>設備」に「凍結保存設備」があるが、現状において、特定不妊治療指定医療機関の医師が、男性不妊治療を実施する医療機関に赴き、採取した精子を培養液に入れて持ち帰っており、泌尿器科では凍結保存を行っていない事例があるが、その場合、凍結保存設備がなければ、指定することはできないのか。</p>	<p>「手術により精子の採取を行う医療機関」において、冷凍保存設備がない場合であっても別紙1-2の要件を満たすものとして取り扱って差し支えない。</p>
---	--	--